

名張市広告入り窓口封筒の無償提供者募集要項

この要項は、窓口封筒を無償提供していただける事業者等を募集するにあたり、名張市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準第4条第2項に基づき、必要な事項を定めるものです。

1. 無償提供していただくもの

(1) 広告入り窓口封筒

来庁者が各種証明書を入れて持ち帰るための封筒で、必要に応じて来庁者が自由に利用するものです。市が利用を促進させるものではありません。

① 規格及び年間予定枚数

ア 角型2号（縦332mm×横240mm） 8,000枚

イ 角型6号（縦229mm×横162mm） 27,000枚

※ 予定枚数に過不足が生じた場合、別途協議する。

② 広告掲載範囲 封筒の表面積及び裏面積の各々1/3未満とする。

※ 封筒の表面積及び裏面積の各々2/3以上は市の記載部分とし、記載内容は本市と協議する。

(2) 封筒設置ケース 提供された封筒を設置するためのケース（設置場所ごと）

2. 設置場所

名張市役所戸籍・住民登録室、課税室、収納室

3. 納品方法

名張市役所戸籍・住民登録室、課税室、収納室に直送及び分納すること。

※納品は、複数回に分けて行ってください。納品時期、1回あたりの納品数量については、別途協議します。

4. 設置期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日までの3年間

※この設置期間中、各設置場所に常備すること。

5. 掲載できる広告内容

広告主の業種、広告内容については、名張市有料広告事業実施要綱を遵守すること。

6. 募集期間

令和7年9月16日(火)から9月30日(火) ※午後4時必着

7. 応募資格

(1) 名張市及び他の自治体において指名停止等の措置を受けていないこと。

(2) 名張市税に滞納がないこと。

8. 提出書類

(1) 窓口封筒無償提供申込書（様式1）

(2) 企画書・封筒見本等 3部

（封筒には市の掲載する行政情報の提案を入れたものを提出のこと。ただし、別紙に指定する内容を掲載し、封筒の出来上がり状態が分かるようにすること。）

(3) 法人登記等謄本（個人事業主の場合は、身分証明書）

(4) 会社概要

※ 証明書は発行日から3カ月以内のものとしします。

9. 提出場所

収納室に持参又は郵送(必着)

10. 選定基準

提出された企画書等に基づき、企画内容・デザイン・実現性、業務実績等を選定会議において総合的に審査し、1事業者を選定します。

11. その他

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (3) 提出された書類は原則として返却しません。
- (4) 窓口封筒の製作上の遵守事項及び問題発生時の対応等については、「名張市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準」を参照してください。